

# 火災共済改定についてのお知らせ

平素より当組合の火災共済をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年の大規模自然災害の影響、および、2019年10月に損害保険料率算出機構が実施した火災保険参考純率の改定を参考に、火災共済の補償内容の改定を実施します。

この改定により、より魅力のある火災共済をご提供してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 補償内容の改定

この度の商品改定において、「自然災害(風水災)による支払共済金の増加」が大きく影響しております。このため、基本補償として対象であった「風・ひょう・雪災」を、特約としてご提供することとなりました。新設の「風・ひょう・雪災特約」は、従来の基本補償では支払限度額600万円であったものを撤廃し共済金額まで補償することに改定しておりますので、よりご安心いただける内容となっております。

### 補償内容改定の概要

【改定前】		【改定後】	
基本補償	火災・落雷・破裂・爆発	火災・落雷・破裂・爆発	改定はございません
	物体の落下・衝突	物体の落下・衝突・騒じょう	支払限度額(500万円)の撤廃、騒じょうを追加
	第三者破壊		第三者破壊は、物体の衝突・盗難にて補償
		盗難	盗取を追加
	水濡れ	給排水設備等からの水濡れ	支払限度額(20万円)の撤廃、他の戸室への損害を廃止
	風・ひょう・雪災	風・ひょう・雪災	廃止(特約でご利用いただけます)
	持出家財の損害	持出家財の損害	廃止
費用補償		風・ひょう・雪災費用	新設 … ①
	臨時費用	臨時費用	改定はございません
	残存物片づけ費用	残存物片づけ費用	改定はございません
	損害防止費用	損害防止費用	改定はございません
特約	実損払特約	実損払特約	建物・家財・什器に自動付帯となります ※
	自然災害特約	自然災害特約	廃止(下記特約をご利用ください 騒じょうは基本補償へ)
		風・ひょう・雪災特約	新設 … ②
		水災・土砂災害特約	新設 … ③
	類焼費用担保特約	類焼費用担保特約	改定はございません
	借家人賠償特約	借家人賠償特約	改定はございません
	事業再建特約	事業再建特約	100万円コースのみに改定(200～500万円コース廃止)
総合担保特約	総合担保特約	廃止(盗難は基本補償へ)	

※ 比例払を廃止し実損払とすることで、万が一の被災時に再調達価額で算定した損害額を加入いただいている共済金額を限度にお支払いすることができます。  
(寺社・仏閣や空家に収容の家財等は時価払となります。)

### 新設の補償内容の概要

#### ① 風・ひょう・雪災費用

風・ひょう・雪災により10万円以上の損害を受けた場合、損害額の10%の費用共済金をお支払いします。(共済金額の10%または100万円のいずれか低い額を限度) この費用共済は、基本補償に自動付帯されます。

※風・ひょう・雪災費用共済金はお見舞金制度です。損害物の修理・再取得費用が必要な場合は、「②風・ひょう・雪災特約」をご利用ください。



## ② 風・ひょう・雪災特約

台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除く)、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結等を除く)により損害を受け、損害額が10万円以上の場合に共済金額を限度にお支払いします。

(改定前の基本補償では、600万円の支払限度でしたが、この支払限度を撤廃しました。)

## ③ 水災・土砂災害特約

	損害の程度		支払額
建物	全損	共済価額の50%以上の損害	共済金額の50% (6,000万円限度)
	大規模半損	共済価額の40%以上50%未満の損害	共済金額の40%
家財	半損	共済価額の20%以上40%未満の損害	共済金額の20%
	床上浸水または 45cmを超える浸水	共済価額の20%未満の損害	共済金額の10%
設備・什器 商品・製品等	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水		共済金額の10% (100万円限度)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等によって損害を受け、その状況が次の1または2のいずれかに該当する場合に、損害の程度によって一定額をお支払いします。

1. 共済価額の20%以上の損害が生じた場合
2. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じた場合

「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。

## その他の主な改定

### 共済掛金の見直し

補償内容の変更、および、近年の大規模自然災害の増加を踏まえ、共済掛金の見直しを行います。  
各組合員様の改定後の共済掛金は、「火災共済満期のご案内」をご覧ください。

### 新設 自動継続割引

火災共済の継続を「自動継続」を選択いただきますと適用されます。ご希望の組合員様はお手続きの際にお申し出ください。

- 割引率 共済掛金の約7%(他の割引との併用はできません)
- 共済の対象となる物件が専用住宅の場合に限ります。(空家や店舗等には適用できません)
- 契約期間1年の口座振替契約に限ります。

## 廃止となる補償内容

### 持出家財の損害 (基本補償)

旅行などで一時的に持ち出した家財が、日本国内の他の建物内で火災・破裂・爆発により損害を受けた場合にお支払いします。

### 総合担保特約

被災によって損害を受けたことに伴い生じた次の4つの費用等についてお支払いします。

- ・臨時特別費用 … 損害共済金の15%(100万円を限度)をお支払いします。
- ・盗難 … 盗難により生じた盗取の損害に対してお支払いします。  
→ 改定後は基本補償でご利用いただけます。
- ・火災死費用 … 1人につき100万円又は共済金額の20%のいずれか低い額をお支払いします。(500万円限度)
- ・全焼費用 … 損害共済金の10%(100万円限度)をお支払いします。

### 自然災害特約

被災によって受けた次の4つの損害についてお支払いします。

- ・水災・土砂災害 … 水災・土砂災害によって損害を受けた場合に損害の程度によって一定額をお支払いします。(600万円限度)  
→ 改定後は「水災・土砂災害特約」でご利用いただけます。
- ・地震火災 … 地震が原因で発生した火災によって共済の対象に50%以上の損害が生じた場合にお支払いします。(共済金額の5%)
- ・騒じょう … 騒じょう、集団行動及び労働争議に伴う暴力・破壊行為によって受けた損害をお支払いします。  
→ 改定後は基本補償でご利用いただけます。
- ・風・ひょう・雪災 … 基本補償にある支払限度額に関わらず、共済金額を限度にお支払いします。  
→ 改定後は「風・ひょう・雪特約」でご利用いただけます。

